

神戸町西座倉土地区画整理組合の設立認可について

令和3年7月27日付けで、土地区画整理法第14条第1項の規定により、神戸町西座倉土地区画整理組合の設立を認可し、同日付けで、同法第21条第3項の規定により、次のとおり公告しました。

これより、当組合による土地区画整理事業が施行されます。

神戸町西座倉土地区画整理組合の設立認可の公告

【組合の名称】

神戸町西座倉土地区画整理組合

【事業施行期間】

令和3年7月27日から令和10年3月31日まで

【施行地区】

安八郡神戸町大字西座倉字源場、字本郷、字宮後の一部

【事務所の所在地】

岐阜市藪田南5丁目14番12号 公益社団法人岐阜県都市整備協会内

【設立認可の年月日】

令和3年7月27日

【事業年度】

毎年4月1日から翌年3月31日まで

【公告の方法】

安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町役場の掲示板に掲示